

橿原市告示第 2 7 1 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 3 2 年法律第 9 3 号）第 7 条第 1 項の規定に基づき、次の行旅死亡人を取り扱いましたので、同法第 9 条の規定に基づき告示します。

令和 8 年 7 月 2 3 日

橿原市長 亀田 忠彦

1 本籍及び住所

不詳

2 氏名

不詳（自称：西原 英男）

3 年齢及び性別

推定 5 0 歳台、男性

4 状況

令和 8 年 6 月 1 3 日、橿原市内の自宅にて倒れているところを発見。

救急搬送され、その後死亡。

身元不明のため火葬に付し、遺骨は保管しております。